

平成20年度沖縄道路関係予算 地方道路整備臨時交付金配分について

問い合わせ先

内閣府沖縄総合事務局開発建設部 那覇市おもろまち2丁目1番1号
那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL 098-866-0031 (代)

< 全 体 >	建設行政課長	仲宗根 武	(内線 3151)
< 予算関係 >	総務調整官	崎谷 千尋	(内線 2351)
< 道路関係 >	道路建設課長	金城 博	(内線 4211)
	道路管理課長	比嘉 肇	(内線 4411)
< 都市・住宅関係 >	建設産業・ 地方整備課長	竹富 信也	(内線 3116)

平成20年5月14日
沖縄総合事務局開発建設部

平成20年5月14日
内閣府沖縄総合事務局

平成20年度沖縄道路関係予算 地方道路整備臨時交付金配分について

1. 配分の基本的考え方

租税特別措置法や道路整備費財源特例法など関連法案が平成19年度内に成立しなかったことから、道路関係予算については、維持管理や支払い期限のある債務等を除き、その大宗について、年度当初からの執行を保留してきたところです。

今般、地方道路整備臨時交付金の根拠法となる道路整備費財源特例法の成立により財源の見通しがついたことから、地域の経済情勢等に鑑み、これに対応する予算について早期に執行することとしたところであり、現下の景気情勢や地域の実情等を踏まえ、地方の補助事業を優先するとともに、直轄事業についても、事業全体の工程に遅れを生じることがないように、迅速かつ効率的な執行に努めてまいります。

あわせて、関係機関と連携しつつ、補助金の交付事務や入札・契約手続きなどの迅速化を図ることにより、早期に執行できるよう努力してまいります。

予算の執行にあたっては、「道路関係業務の執行のあり方改革本部最終報告書」（4月17日）に基づき、無駄の排除など、予算の厳格な執行に努めてまいります。

2. 配分額

No	対象事業名	交付団体名	事業費(百万円)
1	<p>◆歩行者の安全歩行を確保する道路整備 (目的)歩道未整備箇所の歩道新設や、幅員の狭い歩道の拡幅、また自転車道の整備等を行うことで、歩行者の安全性の向上を図る。 (効果)歩道を整備し歩行者と車輛の分離を行い、安全安心歩行の実現</p>	<p>沖縄県、浦添市、名護市、糸満市、うるま市、宮古島市、南城市、宜野座村、北谷町、南風原町</p>	2,688
2	<p>◆観光地や宿泊施設及び空港へのアクセスを改善する道路整備 (目的)沖縄観光の新たな魅力の創出を図る基礎条件として、港湾、空港から観光拠点及び観光拠点間、観光拠点と宿泊施設との円滑な交通の確保を行う。 (効果)主要な観光地と交通拠点までのアクセス性、連結性の向上。分かりやすい道路案内を構築。</p>	<p>沖縄県、石垣市、宮古島市、南城市、今帰仁村、恩納村、読谷村、与那原町、渡嘉敷村、久米島町、竹富町</p>	1,411
3	<p>◆活力ある地域づくりを支援する道路整備 (目的)地域における開発計画と一体となった道路整備を推進し、新たな地域拠点の形成を図る。また、離島・過疎地域において、若年者の定住を促進する社会基盤となり、地域間交流を図る道路整備を行う。 (効果)中心市街地及び主要地域間の時間的距離を短縮し、地域内の医療施設選択機会、通勤エリア、公共サービス受益機会拡大を図る。</p>	<p>那覇市、糸満市、南城市、読谷村、西原町</p>	878
4	<p>◆安心できる暮らしを構築する道路整備 (目的)台風や梅雨等の集中豪雨により、崩壊のおそれのある箇所を防災対策し災害を未然に防止する。また、防災・震災性の向上、安心できる暮らしを支援するため無電柱化事業を推進する。 (効果)道路構造物や道路施設を必要な補修、補強を適切な時期に行い、道路管理のトータルコストの削減。道路における斜面や盛土箇所対策を行い未然に災害を防除。既存施設(側溝、舗装)の修繕を行い、歩行者の安全性及び走行の快適性を向上。</p>	<p>沖縄県、糸満市、豊見城市、宮古島市、南城市、国頭村、今帰仁村、西原町、南風原町、北大東村、伊平屋村、伊是名村、竹富町、与那国町</p>	1,713
			6,690